	務事業ID 1199	平成 23 年度	ŧ	事務	事業、	マネジメ	ント	シ	_	٢	平	成	2	3 年	11	月 3	80 日	作成
事務事業名 介護予防支援事業								実	施計画登載事業	Ě			□ 合	併建記	设計画:	登載事	業	
ひとがなり ナン・ナーベル つかり					事業期間							予算科目						
政							5 214445. 5						会計	款	項	目	事業	
策体系	施策名	1:3:高齢者福祉の推進								手度のみ								
系	基本事業名	自立支援と 0 2	介護サ	ナービスの	充実			~		∓度繰返 開始 平成18	年月	芰~)					
	根拠法令	// ><					┙.	_						1 9	0 1	0 1	0 1	00
所	部課名	生活福祉部 保健福祉課								間限定複数年度								
属	係名	地域包括支援セン		電話内線		2943(直通)			· È体	画期間】 年度 ~ 計画欄の総投入	量を		度					
事	務事業の概要(具体的なやり方、	手順、詳	詳細。期間	限定複	数年度事業	食は全体	ҍ傷	を記	己述)		全位	本計	画(期間限	定複数	ζ年度σ)み)
		1・2の方の状態をアイ		ト後、適切な	よ介護予[防サービス計	一画を作り	成し	、計	画に適したサー		T	I		支出金			. ,
		関との連絡調整を行		コトフィン	。1 / 全田 日石。	ハ+ニ \ へ:	≭マ/⊁⊥	_	レ フ	シー	総		財	40.44	有県支出			
一成、		中込の支付、 契約 者会議の開催、 介						が防サービス計画原案の 是供、 モニタリング、			投	事業費		爿	也方債			
		日本版の開催、 プロ			30213	, , _,	(0) JÆ (/(λ	美	訳	7	の他			
	、及びに係	る事務以外、その実	施の一部		護支援事	業所に委託	する場合	合も	ある	。委託した場合	量				般財源			
		であるかを確認する。										Ļ.		事業費				0
争身	美賀は、人件賀お	よびプラン委託料とし	しく文出	される。							7	人		規職員				
											円	件費		延べ業 人件費				0
														ハロス				0
1	現状把握の部の	(DO)														. / [-
	事務事業の目的																	
	手段(主な活動									活動指標(事務事			を表	す指標)			W /	
		度に行った主な活		^ <u>+</u> # → 7-1	12-1	=+ /- + 1	-1-				名	称					単位	
		態をアセスメント後、 調整や関係機関との			ーヒス計	一色作成し、	計画	ア 介護予防サービス計画作成件数 件										
今年	年度計画(今年	度に計画している:	主な活	動)				7	1									
		認定を受けた方の状 介護予防サービス計							ウ									
調惠	と や関係機関との	連絡調整を図る。						/		対象指標(対象の	大きさ	を表	す指	標)				
		対象にしているのだ	か) * 人	、や自然資	源等						名	称					単位	立
支要	支援1.要支援2の	認定を受けた方。						_/	カ	要支援1·要支援	₹2 <i>0</i> 0	認定	'者数	汝			人	
								7	+									
		によって、対象をと 介護予防ケアプランス			提供をす	うことで 要・	介護状		ク									
	アセスメント結果から介護予防ケアプランを作成・サービスの提供をすることで、要介記態となることをできる限り防ぐこと、また、状態がそれ以上悪化しないようにする。							_		成果指標(対象に								
						-		4)		······································		称	, •) 년		> 3H1M()		単位	Ϋ́
	结里(其木事学	€の意図∶上位の基	木重型	ミにどの と	うに音声	ゖ゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙		,	サ	介護度維持·改善							%	
その)人の生活・人生	を尊重し、また自ら生							シ									
生等	舌が送れる。																	

(2)	総事業費	・指煙等の推移

(2) 総事業費・指標等の推移											
					年度 単位	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)
		п .)	国庫支出金		千円						
入量	車	別	都道府県支出金		千 円						
	事業費	<i> </i>	地方債		千 円						
	未	財闘軍を出金がある。 おおり おり はんしゅう おり はんしゅう はんしゅん はん はん はんしゅん はんし		千 円		7,434	15,271	16,059	16,313	17,333	
	貝	D/\	一般財源		千 円						
		事業費計 (A)			千 円	0	7,434	15,271	16,059	16,313	17,333
	人	、正規職員従事人数			人		4	5	3	3	3
	件				時 間		3,067	3,067	3,067	3,067	3,067
	費	費 人件費計 (B)			千 円	0	12,268	12,268	12,268	12,268	12,268
	トータルコスト(A) + (B)			千 円	0	19,702	27,539	28,327	28,581	29,601	
		ア			件	-	1935	3731	4249	4317	4325
		活動指標 イ									
		ウ									
				カ	人	-	415	554	568	569	516
		対象指標 キ									
		サ 成果指標 シ ス			%	-	80.5	71.6	66.5	65.0	68.9
						-					

事務事業ID 1199 事務事業名 介護予防支援事業

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

平成18年4月の介護保険制度改正により、地域包括支援センターが指定する介護予防支援事業所が実施するものと定められたため。 (介護保険法第115条20項)

事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

平成18年4月1日の介護保険法の改正で認定の内容等が変わったことにより、認定総数に占める要支援1・2と認定される割合が増加している。(平成19年3月現在22.3%、平成20年1月現在27.7%、平成21年1月現在28.8%・・・平成19年3月は、経過的要介護が0人となって認定の移行が済んだ時期)。要支援者の予防ケアプランは指定介護居宅支援事業所に委託できることとされており、利用者の利便性等を考慮して介護から予防の対象者になっても継続して担当してもらうように極力委託を受けてもらっている。しかし、委託は、ケアマネジャー1人当たり8人の上限が設けられていること等により担当替えを余儀なくされるケースや、要支援者はサービス利用に制限があることにより、必要なサービスを利用できないケースが出ているなど様々な課題が出ている。

この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

一部の利用者はケアマネジャーの変更を余儀なくされたり、サービスの利用を制限されたりしたことなどに対して、利用者や家族から不満の声が聞かれる。

また、計画作成費としての介護報酬は、初回6,500円、継続4,000円であり、予防プラン作成の手間がかかる割には安価でありそれに伴う委託料が安いと、委託先の居宅介護支援事業所からの声が聞かれていたが、今般の介護報酬の改定により平成21年4月から初回7,120円、継続4,120円になったことで委託料も上がり改善が図られている。

2	評価の部(SEE)*原則は事後評	価、ただし複数年度事業は途中評価
	政策体系との整合性	□ 見直し余地がある 【理由】 → 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映☑ 結びついている 【理由】 →
В	この事務事業の目的は当市の政策体 系に結びつくか?意図することが結 果に結びついているか?	対象者が必要な介護サービスを利用するためには、制度上、本事業による支援を受けることが必須である。
目的妥		□ 見直し余地がある 【理由】 → 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映☑ 妥当である 【理由】 →
妥当性評例	成する目的か?	当市は、法人等に委託せず市直営の地域包括支援センターを設置した。介護保険法第115条20項の規定により、地域包括支援センター指定介護予防支援事業所がこの事業を行うこととされている。
価	対象・意図の妥当性	□ 見直し余地がある [理由] → 3 改革·改善方向の部 (3枚目シート)に反映 □ 適切である [理由] → 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	対象を限定・追加すべきか?意図を 限定・拡充すべきか?	対象者は、要支援1・2の認定を受けた者のうち、介護予防サービスの利用の意向がある者に限定されている。
	成果の向上余地	
	成果を向上させる余地はあるか?成 果の現状水準とあるべき水準との差 異はないか?何が原因で成果向上が 期待できないのか?	要支援認定者を自立へ導いたり介護予防するためには、公的な介護サービスの提供のみではなく、あらゆる社会資源・インフォーマルなサービスも組み入れることが必要であり、そのためには、社会資源の掘り起こし地域のネットワークづくりが重要課題となっている。また、一般高齢者や要支援となる前の特定高齢者に対する介護予防施策を充実させることも重要である。
有	廃止・休止の成果への影響	■ 影響無 【理由】 つ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映▼ 影響有 【その内容】 つ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
効性評	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?	法的に義務付けられており、廃止することはできない。廃止・休止した場合、要支援1・2の認定者が介護予防給付を受けることができなくなる。
価	類似事業との統廃合・連携の 可能性	□ 他に手段がある つ (具体的な手段,事務事業)
	目的を達成するには,この事務事業以外他に方法はないか?類似事業との統廃合ができるか?類似事業との連携を図ることにより、成果の向上	「 統廃合・連携ができる 【理由】 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	が期待できるか?	✓ 他に手段がない 【理由】
	事業費の削減余地	□ 削減余地がある 【理由】 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映■ 削減余地がない 【理由】 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
効率性	成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民	この事業は、必要なサービスを提供した場合、介護予防計画作成費として介護報酬から給付されるものであるため、 事業費の削減は当てはまらないと考える。
評価	人件費(延べ業務時間)の削 減余地	▼ 削減余地がある
,,,,,	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げずにより 正職員以外の職員や委託でできないか?(アウトソーシングなど)	今後、対象者が増える見込みであるが、委託はケアマネジャー1人当たり8件しか担当できないことになっているため、 受託する事業所やケアマネジャーが増えれば、包括支援センターの人件費は削減できると思われる。しかし、現段階 では、正職員の業務時間を減らすためには、非常勤の職員を増員することで解決できると考える。
公平	受益機会·費用負担の適正 化余地	□ 見直し余地がある 【理由】 つ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映▼ 公平・公正である 【理由】 つ
半性評価	事業の内容が一部の受益者に偏って いて不公平ではないか?受益者負担	介護保険法の規定・基準により実施しているものであるため。

事務事業ID 1199	事務事業名	介護予防支援事業		
3 評価結果の総括と今後の方				
(1) 1次評価者としての評価結果		, i	(2) 全体総括(振り返り、反省点 地域支援事業の一般高齢者施	気) 策や特定高齢者施策が充実することで、
目的妥当性		見直し余地あり		いた。介護予防全体の充実に結びつくと考
有効性		見直し余地あり 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
効率性	適切 🔽	見直し余地あり	Y	
公平性	適切 🗆	見直し余地あり		
(3) 次年度の方向性(改革改善	案)・・・複数選択す	可 (ただし、廃止・休止	・現状維持は重複不可)	(4) 改革・改善による期待成果
□ 廃止 □ 休止 □ 目	目的再設定	- — - — - — - — 事業統合·連携	現状維持	左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「」を記入する。
'		効率性改善 🗆 公	平性改善)	(廃止・休止の場合は記入不要)
(上記方向性に対する具体的 基本としては、介護保険法の担策		施するが 介護予防ケ	ロートリング エファイス とりませる エファイス とりませる アマネジメントの手法について、簡	」 コスト 削減 維持 増加
略化・効率化に向けた取り組みを 事務を効率的に進めるために、糾	:行う。			向
事物を効率的に進めるために、減	坐浏:0 C、行处别/示比	- あり中市動職員を雇用) প ত ,	成維
				果 括 低
				下 下
(5) 改革改善を実現する上で解	決すべき課題とそ	の解決策又は特記	事項等	
			(職 名) 原則として施策の主管	管課長
4 事務事業の2次評価結果		2次評価者	皆 保健福祉課長 	
(1) 1次評価結果の客観性と出				
記述水準(1次評価の記述 記述不足でわかりにく		階で選択)		
□ 一部記述不足のところ	がある			
▽記述は十分なされてい			1 0 /	
評価の客観性水準(2次語 室観性を欠いており評			状) 課題が認識されてない)	
一 一部に客観性を欠いた▼ 客観的な評価となって		関節占 運頭が勧誘	強さわている)	
(2) 2次評価者としての評価結果	,		【(3) 評価結果の根拠と理由	
,		見直し余地あり	介護区分の軽度な高齢者を対象	象に事業展開しており、周知・広報活動も
		見直し余地あり	適切に行われている。	
		兄直し示地のり 		
743 12				
		見直し余地あり 		
(4) 次年度の方向性(改革改善	案) · · · 複数選択词 — - — - — - — -	可 (ただし、廃止・休止 	·現状維持は重複不可) 	(5) 改革・改善による期待成果 左記(4)により期待できる成果について該当欄に
			▼ 現状維持	「」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「」で記入する。
L		効率性改善	·平性改善)	(廃止・休止の場合は記入不要)
(上記方向性に対する具体的 介護度が比較的軽い高齢者に対		気な高齢者の生活支援	である。今後も、継続した実施が必	1/ コスト
要である。				向
				成
				果 持
				下 × ×
5 取終評価結果 (1) 行政経営推進会議等での指	指事項			
I				

- 3/3 -